

## 【生産性向上特別措置法】に基づく

# 先端設備等導入計画認定

## 先端設備等導入計画の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

八潮市内において先端設備等を導入しようとする市内中小企業者が計画を策定し、申請した内容が八潮市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を受けられます。認定を受けた先端設備等は、税制支援などの特例が受けられます。

計画の策定にあたりましては、**中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き」**を参考にしてください。  
(URL:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)

## 認定を受けられる中小事業者 中小企業経営強化法第2条第1に該当する方です。

業種分類		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他（※1）		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業（※2）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

（※1）「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

（※2）自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

（注意）固定資産税の特例措置は、対象となる中小企業者の要件が異なります。

### 【申請・お問合わせ先】

R2年8月

八潮市役所 商工観光課 商工・企業立地係

電話番号：048-996-2111（内線479・384）

開庁日時：月曜日から金曜日（祝日除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

# 先端設備等導入計画の認定による支援

## (1) 税制支援（固定資産税の特例）について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等のうち、以下の一定の要件を満たした場合、資産税課へ申告期限までに税務申告することにより、固定資産税の課税標準が最大3年間ゼロに軽減されます。

(注意) 本手続きを行っていただいた場合でも、税務要件(取得価格や中古資産でない等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<b>対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人</li> <li>・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人</li> <li>・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人</li> </ul> <p>ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません</p> <p>①同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数1,000人超の法人または大法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人など)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人などをいい、中小企業投資育成株式会社を除きます)から2分の1以上の出資を受ける法人</p> <p>②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人</p>																
<b>対象設備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性の向上に資するものの指標(生産効率:エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上する下記の設備             <ul style="list-style-type: none"> <li>※最新モデルである必要はありません。当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。ユーザーが現在使用しているモデルとの比較ではありません。</li> </ul> </li> <li>・一定期間内に販売されたモデル</li> <li>・中古資産でないこと</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">設備の種類(最低取得価格/販売開始時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○機械装置</td> <td>(160万円以上/10年以内)</td> </tr> <tr> <td>○測定工具及び検査工具</td> <td>(30万円以上/5年以内)</td> </tr> <tr> <td>○器具備品</td> <td>(30万円以上/6年以内)</td> </tr> <tr> <td>○建物附属設備</td> <td>(60万円以上/14年以内) ※償却資産として課税されるものに限る</td> </tr> <tr> <td>○事業用家屋</td> <td>(120万円以上/新築)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの</td> </tr> <tr> <td>○構築物</td> <td>(120万円以上/14年以内) ※塀、看板(広告塔)や受変電設備など</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類(最低取得価格/販売開始時期)		○機械装置	(160万円以上/10年以内)	○測定工具及び検査工具	(30万円以上/5年以内)	○器具備品	(30万円以上/6年以内)	○建物附属設備	(60万円以上/14年以内) ※償却資産として課税されるものに限る	○事業用家屋	(120万円以上/新築)	※取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの		○構築物	(120万円以上/14年以内) ※塀、看板(広告塔)や受変電設備など
設備の種類(最低取得価格/販売開始時期)																	
○機械装置	(160万円以上/10年以内)																
○測定工具及び検査工具	(30万円以上/5年以内)																
○器具備品	(30万円以上/6年以内)																
○建物附属設備	(60万円以上/14年以内) ※償却資産として課税されるものに限る																
○事業用家屋	(120万円以上/新築)																
※取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの																	
○構築物	(120万円以上/14年以内) ※塀、看板(広告塔)や受変電設備など																

固定資産税特例において不明な場合は資産税課 家屋・償却資産係へお問合わせください。

## (2) 金融支援

「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

保証限度額	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

※金融支援のご活用を検討している場合は、「先端設備等導入計画」を提出する前に下記までご相談ください。

- 埼玉県信用保証協会春日部支店 TEL 048-731-7311
- (一社) 全国信用保証協会連合会 TEL 03-6823-1200

**(注意)** 金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

# 先端設備等導入計画の主な要件

要件	内容		
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間		
労働生産性に関する目標	<p>計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【算式】</b></p> <math display="block">\frac{\text{（営業利益 + 人件費 + 減価償却費※）}}{\text{労働投入量（労働者数又は労働者数 × 1人あたり年間就業時間）}}</math> </div> <p style="text-align: right;">※会計上の減価償却資産</p>		
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備であること</p> <p><b>【減価償却資産の種類】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械装置</li> <li>○測定工具及び検査工具</li> <li>○器具備品</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ソフトウェア</li> <li>○建物附属設備</li> </ul> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>対象に追加されました（R2.5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用家屋 (計画認定後に引き渡しするもの)</li> <li>○構築物</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機械装置</li> <li>○測定工具及び検査工具</li> <li>○器具備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ソフトウェア</li> <li>○建物附属設備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○機械装置</li> <li>○測定工具及び検査工具</li> <li>○器具備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ソフトウェア</li> <li>○建物附属設備</li> </ul>		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○八潮市の導入促進基本計画に適合するものであること</li> <li>○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>○認定経営革新等支援機関（商工会等）において事前確認を行った計画であること</li> </ul>		

- ・該当する新規取得設備等の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要です。
- ・既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。（特例はありません。）

## 新たに先端設備として追加された設備について

### ●事業用家屋の要件

- ①先端設備等導入計画に盛り込まれる予定の家屋であること（最低取得価格120万円以上）
- ②新築の家屋であること（土地は対象となりません。）
- ③家屋の内外に生産性向上（年平均1%以上）要件を満たす設備等が一体となって設置されること
- ④設置される先端設備の取得価格が300万円以上であること

※なお、事業用の家屋であっても、設置される先端設備が中小事業者の生産性向上に特に不可欠であることや、事業用の家屋が当該先端設備を稼働させるために取得又は建設されること、事業用建物の建設等の設備投資が中小企業者の労働生産性の向上に寄与するものであることなどの要件を満たさない場合には対象にならないため、ご注意ください。

### ●構築物

- ①旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ②塀、看板（広告塔）や受変電設備など  
(最低取得価格120万円以上／販売開始時期14年以内)

# 先端設備等導入計画の申請

以下の書類を揃えた上で、商工観光課に申請してください。

**申請書類** 設備等の導入前または事業用家屋の引き渡し前のいずれか早い方までに申請し、認定を取得してください。

① **先端設備等導入計画に係る認定申請書・先端設備等導入計画** . . . . . **(各 2 部提出)**

② **先端設備等導入計画に関する確認書** . . . . . **(1 部)**

※経営革新等支援機関（八潮市商工会、金融機関など）で取得してください。

③ **税完納証明書** . . . . . **(1 部)**

※市役所 1 階 納税課で取得できます。

④ **先端設備等導入計画申請に関するチェックシート及び確認書** . . . . . **(1 部)**

⑤ **導入設備の内容がわかる書類（カタログの写しなど）** . . . . . **(1 部)**

⑥ **導入計画における労働生産性向上の目標値の計算根拠を示す書類の写し** . . . . . **(1 部)**

⑦ **工業会証明書（写し）** ※税制措置の対象となる設備を含む場合 . . . . . **(1 部)**

工業会証明書については、詳しくは下記の中小企業庁ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>)

⑧ **誓約書（⑦を後日提出する場合）** . . . . . **(1 部)**

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合、下記⑨⑩も必要です。

⑨ **リース契約見積書（写し）** . . . . . **(1 部)**

⑩ **リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）** . . . . . **(1 部)**

※事業用家屋を含む場合、以下の書類も必要です。

⑪ **建築確認済証（写し）** . . . . . **(1 部)**

⑫ **建物の見取り図（写し）** . . . . . **(1 部)**

⑬ **家屋の内外に設置される先端設備の取得価格を証する書類（購入契約書等の写し）** **(1 部)**

先端設備等導入計画の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から賦課期日（1月1日）までに⑦工業会証明書の写し、⑧誓約書を追加提出することで、固定資産税の特例を受けることが可能となります。賦課期日を過ぎてしまった場合、軽減期間が短くなります。

**変更申請について** 変更した設備の導入前までに、変更申請し認定を取得してください。

① **先端設備等導入計画に係る変更申請書・先端設備等導入計画** . . . . . **(各 2 部提出)**

② **先端設備等導入計画に係る変更申請・添付書類** . . . . . **(1 部)**

③ **先端設備等導入計画に関する確認書** . . . . . **(1 部)**

※経営革新等支援機関（八潮市商工会、金融機関など）で取得してください。

④ **先端設備等導入計画変更申請に関するチェックシート及び確認書** . . . . . **(1 部)**

⑤ **導入設備の内容がわかる書類（カタログの写しなど）** . . . . . **(1 部)**

⑥ **導入計画における労働生産性向上の目標値の計算根拠を示す書類の写し** **(1 部)**

⑦ **工業会証明書（写し）** ※税制措置の対象となる設備を含む場合 . . . . . **(1 部)**

⑧ **変更申請に係る誓約書（⑦を後日提出する場合）** . . . . . **(1 部)**

※事業用家屋を含む場合、以下の書類も必要です。

⑨ **建築確認済証（写し）** . . . . . **(1 部)**

⑩ **建物の見取り図（写し）** . . . . . **(1 部)**

⑪ **家屋の内外に設置される先端設備の取得価格を証する書類（購入契約書等の写し）** **(1 部)**

書類は窓口で取得できるほか、ホームページにもダウンロードデータを掲載しています。

【八潮市公式 HP】

(URL: <http://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/jigyosha/seisannseikoujou.html>)

● こまつな ●



江戸時代から江戸川区の小松川付近を中心に栽培されたので、小松菜と呼ばれています。昭和30年代から栽培され、現在、八潮の主要野菜です。

● 枝豆 ●



未成熟の大豆を収穫したもので、奈良時代には食べられていました。八潮市からは新鮮なうちに東京へ出荷できるため、夏野菜の定番として生産されています。

● ねぎ ●



東洋を代表する野菜のひとつで、日本でも奈良時代から栽培されています。八潮市では中川堤外地の土壌が栽培に適し、潮止晩(しおどめおく)ねぎの一大産地となっていました。

● ほうれんそう ●



アカザ科の野菜で原産地はペルシャ(現在のイラン)。軟弱野菜のひとつで、大都市に隣接する八潮市には立地上の優位性があり、広く栽培されています。



Yashio city

Since2015

平成20年に「八潮の八つの野菜」(こまつな・枝豆・ねぎ・ほうれんそう・トマト・ナス・山東菜・天王寺かぶ)を生産量と特産品紹介も兼ね、八潮の「八」にちなんで決めました。

八つの野菜の生産量は異なりますが、八潮市の代表する野菜として多くの方々に知っていただき、八潮産農産物のブランド化と地産地消推進のため、地元農産物の食育の促進及び安全・安心な農産物の提供、消費拡大を図っていきます。

【八潮市地産地消推進協議会】

● トマト ●



ナス科の果菜類で原産地は南米アンデス山脈。日本へは江戸時代初期に入ってきたとされていますが、食されたのは明治以降といわれています。

● ナス ●



インド原産で中国を経由し日本に入り、奈良時代には栽培が行われていました。八潮市では、昭和30年代頃から盛んに栽培されています。

● 山東菜 ●



中国山東省原産で、葉が中心部しか結球しない半結球性の白菜です。明治時代の初めから栽培され、八潮市では漬菜と呼ばれています。

● 天王寺かぶ ●  
(天かぶ)



丸大根に似た大型のかぶで、江戸時代から大阪・天王寺近辺で栽培されていました。八潮市では昭和40年代後半から栽培されています。

# 八潮市

都心近くの水辺の街でハッピーライフ♪

## やしおの見どころ&イベント

### 中川やしお フラワーパーク

●なががわやしおふらわーぱーく

☎048-951-0323 (八潮市観光協会)

約1万3000㎡の中川河川敷に広がる公園。毎年3～4月にかけて約120本の花桃の木がピンク色の花を咲かせ、菜の花との美しいコントラストを楽しめる。

①八潮市木曽根1009-1 ②TX八潮駅から車で10分 ③6～18時 ④無休 ⑤400台

→秋には鮮やかな彼岸花も見られる



↑中川やしおフラワーパークは秋にはコスモスが満開になる

四季折々に美しい市民の憩いの場

### イベント

### 中川やしお花桃まつり

●なががわやしおはなもまつり

☎048-951-0323 (八潮市観光協会)

3月  
下旬の  
土・日曜

ピンク色の  
花桃を愛でる



↑花桃と菜の花に包まれ撮影ポイントも豊富

中川やしおフラワーパークで開花の時期に合わせて行われる。艶やかなピンク色の花々と、ステージでの演奏やダンスを楽しめる。

①6～18時開園 (特別イベントは9時30分～15時30分)



↑青空の下で大きなテストやダンスを披露

↓敷地内にある明治初期建造の旧藤波家住宅も見学できる

### 八潮市の歴史と文化を紹介



### 八潮市立資料館

●やしおしりつりようかん

☎048-997-6666

常設展示室では「水と生活」をテーマに八潮市の歴史を紹介。平成24年に発掘された八條遺跡出土品なども見られる。

①八潮市南後谷763-50 ②TX八潮駅から車で12分 ③入館無料 ④9～17時 (旧藤波家住宅は～15時45分) ⑤月曜 (祝日の場合は翌日) ⑥25台



↑浴衣の柄染めなど地場産業について紹介

### 中川やしお水辺の楽校

●なががわやしおみずべのがっこう

☎048-996-2111 (八潮市商工観光課)

子どもたちが水辺の遊びや自然体験ができる水辺空間として、国土交通省によって整備された。園内には水路や散策路が設けられている。

①八潮市木曽根地先 ②TX八潮駅から車で10分 ③6～18時 ④無休 (イベントは事前に関合せ) ⑤中川やしおフラワーパークの駐車場利用可



水辺で普段できない自然体験を

↑花桃まつり特別イベント時には和船遊覧体験もできる

↓つくばエクスプレスの走る様子が見られる



駅近でものびのびと遊べる

### やしお駅前公園

●やしおえきまえこうえん

☎048-996-2111 (八潮市公園みどり課)

TX八潮駅南口前に整備された都市公園。園内には芝生広場やアスレチック遊具を備え、ファミリーの憩いの場になっている。

①八潮市大瀬6 ②TX八潮駅からすぐ ③園内自由 ④なし



↑ベンチやアスレチックが備えられている

### イベント

### 八潮朝市

●やしおあさいち

☎048-951-0323 (八潮市観光協会)

やしお駅前公園で採れたての地元野菜や花、できたてのパンやグルメ、雑貨などを販売する。ワークショップや音楽ライブも大好評。



↑八潮の注目のお店の商品がお得に買える

### 八潮の夏だ! 夜市だ! 盆踊り大会だ!

●やしおのなつだ! よいちだ! ほんおどりたいかいだ!

☎048-951-0323 (八潮市観光協会)

やしお駅前公園と駅高架下で行われる夏祭り夜市。盆踊りを中心に、模擬店や緑日コーナー、地元野菜の販売など盛りだくさん。

①17時～20時30分



↑八潮の夏の夜を盛り上げる

7月  
最終  
金・土曜

↑八潮音頭が先陣を切るのも最高潮!

# モノづくりのまちやしお

製造業を営む  
事業所数は県内第3位!

## 八潮ブランド

市内で製造・生産された優れた製品を、「八潮ブランド」として認定している。現在、沼澤製作所の「アイラッシュカラー」とイワコーの「おもしろ消しゴム」が認定されている。



## やしおの八つの野菜

### こまつな

昭和30年代から栽培され、現在では市の主要野菜となっている。カルシウムや鉄分を多く含み、栄養価も優れている。



### ネギ

中川堤防外地の土壌が適し、潮止晩ネギとして一大産地となっていた。現在、栽培面積は少ないが、良質なネギとして人気。



### ほうれんそう

軟弱野菜といわれる経時変化の激しい野菜のひとつで、都心に近い立地を生かし、八潮では広く栽培されている。



### トマト

栄養価に優れ、特に赤い色素のリコピンは、生活習慣病の予防に効果があると注目されている。



### ナス

ナスの紫色の色素であるナスニンが、血管を広げ、コレステロール値を下げる効果があるといわれている。



### 山東菜

作付期間が長いことなどから栽培面積は減少傾向にあるが、漬物にすると美味しく冬野菜として人気が高い。



### 天王寺かぶ(天かぶ)

ふるふきなどの煮物料理やおでんの具にオススメ。皮や葉は、昆布と塩で漬かけにしても美味しい。

### 枝豆

新鮮なうちに東京市場に出荷できることから夏の定番野菜として広く栽培。ビタミンA、B1、Cや良質なたんぱく質を含む。



雨乞いとお誠いを祈願する獅子舞

## 八潮の伝統行事

### 大瀬の獅子舞

●おおぜのししまい  
☎048-997-6666 (八潮市立資料館)

7月の第1土曜とその翌日に浅間神社と水川神社の祭りに奉納される。舞うと雨が降り足元が泥んこになるため別名「ドロコン獅子」ともよばれている。  
③八潮市大瀬1501-1 ④TX八潮駅から徒歩20分 ⑤7月第1土曜とその翌日 ⑥なし

### 二丁目の獅子舞

●にちようめのししまい  
☎048-997-6666 (八潮市立資料館)

明暦元年(1655)頃に始まり、古式にのっとった祭りが継承されている。毎年7月の第3日曜日に水川神社に奉納される。



③八潮市二丁目196-1 ④TX八潮駅から車で10分 ⑤7月第3日曜 ⑥臨時獅子」とよばれる時20分

### 蛇ねじり

●じゃねじり  
☎048-997-6666 (八潮市立資料館)

毎年4月20日に鶴ヶ曾根上、鶴ヶ曾根下、7月14日に小作田で行われる「辻切り」行事。魔除けとして稲わらで蛇を作る。

### 稲わらの蛇を祀り 悪霊や悪疫を防ぐ



↑長さ5mほどの稲わらの蛇

鶴ヶ曾根上、鶴ヶ曾根下 / ③八潮市鶴ヶ曾根1941/1821 ④TX八潮駅から車で12分 ⑤4月20日開催 ⑥なし 小作田 / ④八潮市緑町2-13-2 ⑤TX八潮駅から車で10分 ⑥7月14日開催 ⑦なし

### 八潮市のオビシヤ

●やしおのししまい  
☎048-997-6666 (八潮市立資料館)

市内3カ所で行われている埼玉県選択無形民俗文化財のオビシヤは「芋ぶち」ともよばれ、古くからの伝統行事として、地域で継承されている。



吉凶を占う目的を射ることその年の



## 八潮市へのアクセス



発行：八潮市  
企画・編集・製作：株JTBパブリッシング  
※掲載されている内容は、2017年12月のものです。  
発行後に掲載内容が変更となる場合があります。



八潮市のホームページにアクセスできます。

## 八潮市産業経済振興基本計画策定調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 産業の振興が地域経済の発展と市民生活の向上を図るうえで重要であることにかんがみ、事業者の自主的努力の助長、関係団体の育成その他産業の振興の基本となる八潮市産業経済振興条例に基づく基本計画を策定するため、八潮市産業経済振興基本計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調整会議は、基本計画策定の調整に関することを所掌する。

### (組織)

第3条 調整会議は、別表1に記載する職にある者をもって構成する。

- 2 調整会議には、委員長及び副委員長を置き、委員長は市民活力推進部副部長、副委員長は商工観光課長の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 調整会議は必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、調整会議の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を調整会議に出席させることができる。

### (報告)

第5条 委員長は、調整会議の結果については、庁議に報告し、意見を求めるものとする。

### (庶務)

第6条 調整会議の庶務は、商工観光課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項



は、その都度、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

八潮市産業経済振興基本計画策定調整会議 委員名簿

別表 1 (第 3 条関係)

◎委員長 ○副委員長

会 議 名	委 員
八潮市産業経済振興基本計画策定調整会議	◎ 市民活力推進部副部長 ○ 商工観光課長 政策担当主幹 企画経営課長 市民税課長 社会福祉課長 長寿介護課長 子育て支援課長 障がい福祉課長 スポーツ振興課長 環境リサイクル課長 交通防犯課長 市民協働推進課長 都市農業課長 道路治水課長 都市計画課長 開発建築課長 区画整理課長 指導課長 文化財保護課長



住みやすさナンバー1のまち 八潮



令和3年3月 発行

## 八潮市産業経済振興基本計画 第2次後期計画

**編集・発行**

八潮市市民活力推進部商工観光課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048(996)2111内線384・479